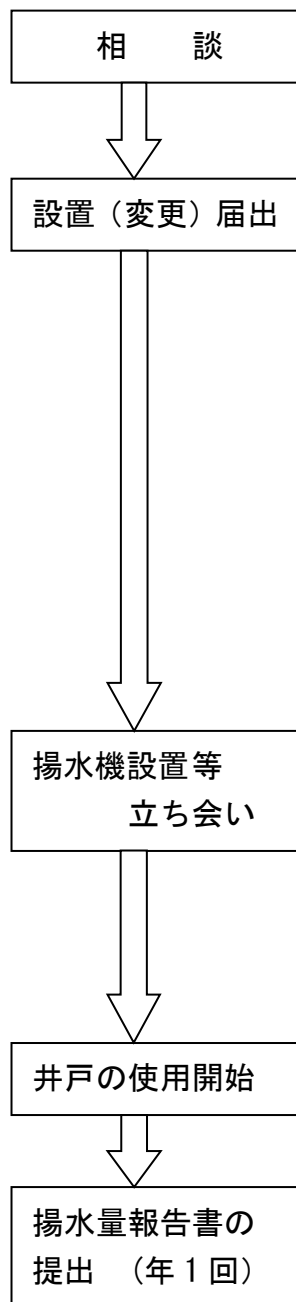


井戸を設置する方へ

井戸の設置・使用に関する手続きについて



◆届出書は、正副2部提出してください。

【添付資料】

- ①現地案内図（住宅地図の写し等）
- ②配置図
- ③井戸の構造図
- ④給水系統図
- ⑤揚水機のカタログ
- ⑥水量測定器のカタログ
- ⑦水位計のカタログ
- ⑧地質柱状図・電気検層図（さく井後提出）
- ⑨揚水試験を実施したときは、その報告書の写し（さく井後提出）
- ⑩雨水かん養計画書
- ⑪工程表

◆届出者は、事前に職員と日程を調整してください。職員が立ち会い、記載内容の確認を行います。

揚水機のメーカー名・型式・番号・出力・吐出口断面、揚水管の口径、水量測定器のメーカー名・型式・番号、地質柱状図、井戸の位置、ケーシングの取り替え状況、揚水試験報告書等の確認を行います。確認後、届出書の副本を返却します。

◆1月から12月まで、月ごとに揚水量・水位等を記録し、翌年の1月に報告してください。

- ☆ 工場・指定作業場・その他によって届出用紙、手続きが異なります。
- ☆ 工場の場合は、認可書を交付します。また、工事が完成した後に工事完成届出書を提出し、検査を受けた後、認定書が交付されます。
- ☆ 揚水施設を変更・廃止する場合は、事前に環境保全課にご相談ください。